

第 3 編 海岸編

第 1 章 海岸設計

1. 海岸の設計に関しては、「土木設計業務等共通仕様書（案）（建設省技調発第 9 2 号の 1 昭和 6 2 年 3 月 3 1 日）（一部改定 国官技第 8 7 3 号 令和 6 年 3 月 2 9 日）」に準ずるものとするものとする。

なお、この場合、「調査職員」を「監督員」と読み替えるものとする。